

令和4年度版  
串間市子育て支援ガイド



【お問合せ先】

串間市総合保健福祉センター内  
福祉事務所

こども政策係 ・ 子育て支援係

TEL 0987-72-1123



令和4年4月1日発行

# 目 次

## ★ 妊娠期からの健診等

1	○妊娠の届け出と母子健康手帳の交付 ○妊婦一般健康診査 ○産婦健康診査
2	○新生児聴覚スクリーニング検査 ○産後ケア ○妊産婦・新生児訪問 ○乳幼児相談
3	○こんにちは赤ちゃん訪問 ○乳児健診(3~5か月児) ○離乳食教室
4	○乳児一般健康診査 ○1歳6か月児健診
5	○2歳児歯科健診(2歳6か月児) ○フツ化物塗布 ○3歳児健診(3歳6か月児)

## ★ 育児相談

6	○はぐみサポート教室 ○子ども発達相談 ○5歳児健診
7	○家庭児童相談室 ○養育支援訪問

## ★ 各種手当・助成制度

8	○出産育児一時金 ○児童手当
9	○児童扶養手当
10	○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当
11	○不妊症・不育症治療費助成
12	○子ども医療費助成制度 ○おもいやり駐車場制度

## ★ 予防接種・医療機関

13	○定期予防接種
14	○定期予防接種予定表
15	○串間市内の医療機関
16	○串間市内のお医者さんの地図

## ★ 子どもを預けたいとき

17	○保育所・認定こども園の利用手続
18	○串間市内保育所(園) ○認定こども園 ○病児保育
19	○すこやかひろば・地域子育て支援センター
20	○児童発達支援事業所・放課後デイサービス
21・22	○串間市内保育所(園)・認定こども園

## ★ ひとり親支援

23	○母子・父子・寡婦世帯の相談窓口 ○母子及び父子家庭等医療費助成制度
24	○母子父子寡婦福祉資金貸付制度
25	○ひとり親家庭自立支援給付金

転入された方へ(以下のものについては、転入時に手続が必要です。)

持ってくるもの…保険証、保護者名義通帳、母子健康手帳  
マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード+運転免許証等

### ★ 妊婦さん

1・2ページ 妊婦・乳児一般健康診査受診票の交付

### ★ 子どものいる方

8ページ 児童手当手続(中学生以下)

12ページ 子ども医療費助成について

14・13ページ 予防接種に関する手続(高校生以下)

17ページ 保育所(園)、認定こども園の利用手続

### ★ 母子及び父子家庭の方

9ページ 児童扶養手当手続

23ページ 母子及び父子家庭等医療費受給資格証手続



## 新生児聴覚スクリーニング検査

生まれて間もない時期に行う聞こえの検査「新生児聴覚スクリーニング検査」(AABRのみ)に係る費用の全額助成を行います。

助成券は、母子健康手帳交付時に交付します。

○対象者：検査当日、新生児の父親か母親のどちらかが串間市に住民登録のある方。

○費用：検査費用の全額を助成します。

○受診場所：宮崎県内の産婦人科。

※里帰りで県外で受診される場合は、早めに子育て世代包括支援センターにご連絡ください。



【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て世代包括支援センター TEL 72-1123



## 産後ケア事業

出産後の母親が抱えている悩みに対して、母体・乳児のケア、心身のケア、育児サポート等を行います。

○対象者：産後4か月未満の乳児とお母さんで、心身に不調があり、串間市が産後ケアが必要と認めた方。

○ケアの内容：日帰り型によるデイサービス又は宿泊型で、授乳のケアや育児手技の支援等

○利用料、利用回数：日帰り型では、1回のケアにつき500円で、最大5回まで受けることができます。

宿泊型では、1泊につき6,000円で最大5泊まで受けることができます。

※すべての産婦さんが利用できるものではありません。産後ケアが必要であるかを保健師等と一緒に考えますので、まずは子育て世代包括支援センターにご相談ください。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て世代包括支援センター TEL 72-1123



## 妊産婦・新生児訪問

妊婦さんや、出産後のお母さんと赤ちゃんのいるご家庭を、保健師・看護師・栄養士等が訪問して健康や育児に関する相談に応じます。

○申込み 電話でご連絡ください。

○妊娠中・出産後

※妊婦一般健康診査の結果等により、個別に訪問や電話で状況をお伺いする場合があります。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て世代包括支援センター TEL 72-1123

## 乳幼児相談



お母さんの体調のこと、赤ちゃんの体重や育児等に関する事で、不安なことはありませんか？

ご希望に応じ、センターでの育児相談、電話相談、家庭訪問など行っています。

お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て世代包括支援センター TEL 72-1123



## 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

串間市に住民登録のある方で、妊娠の診断を受けたら妊娠届の手続きを行ってください。

○届出窓口：子育て世代包括支援センター（子育て支援係） ※事前に予約が必要です。

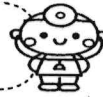
○交付に必要なもの：妊娠届用紙（医療機関、助産院にあります）  
マイナンバーカード又は通知カード+運転免許証等

○場所：串間市総合保健福祉センター 1階 母子相談室  
母子健康手帳交付時にお話ができなかった方については、後日訪問や電話等でご説明いたします。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て世代包括支援センター TEL 72-1123

## 妊婦一般健康診査

医療機関での個別健診です



赤ちゃんを健康的に生み育てるためには、妊娠中から定期的に受診し健康管理に努めることがとても大切です。その妊婦健康診査に係る費用の全額助成を行います。

母子健康手帳交付時に、1人に14回の助成券を交付します。

○対象者：健診日当日、串間市に住民登録のある方。

○費用：健診費用の全額を助成します。

○時期：妊娠23週まで 4週間に1回  
妊娠24週～35週まで 2週間に1回  
妊娠36週以降 毎週1回で

○受診場所：宮崎県内の産婦人科及び日南市の助産院。

◎ 妊婦一般健康診査の結果、精密検査が必要な場合は、精密検査が無料で受けられます。

※里帰りで県外で受診される場合は、早めに子育て世代包括支援センターにご連絡ください。



【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て世代包括支援センター TEL 72-1123



## 産婦健康診査

産後2週間と産後1か月に受ける産婦健康診査は、産後の体の回復状況を確認でき、不安な気持ちや悩みなどを相談できる機会です。その産婦健康診査に係る費用の助成を行います。

母子健康手帳交付時に、1人に2枚ずつ助成券を交付します。

○対象者：健診日当日、串間市に住民登録のある方。

○費用：1回の健診につき5,000円を助成します。

○時期：産後2回まで  
1枚目-産後2週間前後の時期  
2枚目-産後1か月前後の時期

○受診場所：宮崎県内の産婦人科及び日南市の助産院。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て世代包括支援センター TEL 72-1123



## こんにちは赤ちゃん訪問

串間市では、赤ちゃんの健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問し、赤ちゃんの足形をとったり、串間市の子育てに関する情報提供や育児相談を受けたりしています。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123

## 乳児健診（3～5か月児）



3か月の頃は、首のすわりなどの発達や身体の発育などを確認する大切な時期です。予防接種も受け始める時期です。必ず受診しましょう。

- ◎ 内容 身体測定、内科健診、栄養指導、育児相談、予防接種説明、ブックスタート  
※離乳食についての説明は、離乳食教室において行います。
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、質問票(対象者へ送付します。)
- ◎ 配布物 絵本
- ☆ 個別通知します
  - ・ 場所 串間市総合保健福祉センター 2階 すこやかひろば
  - ・ 受付 12:45～13:30

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123

実施日程		対象児	
令和4年	5月18日(水)	令和3年12月17日生	～ 令和4年 2月18日生
	7月20日(水)	令和4年 2月19日生	～ 4月20日生
	9月21日(水)	4月21日生	～ 6月21日生
	11月16日(水)	6月22日生	～ 8月16日生
令和5年	1月18日(水)	8月17日生	～ 10月18日生
	3月15日(水)	10月19日生	～ 12月15日生

## 離乳食教室

第1子を出産された方を対象に乳児健診の日に合わせて、離乳食教室を開催します。健診の通知と同時にお知らせしますので、ご希望の方は健診日の5日前までに電話にて申し込みください。

- ◎ 内容 栄養士による発達に合わせた離乳食の進め方、試食、簡単な調理実習  
(試食は保護者のみになります。)
- ◎ 参加費 無料
- ◎ 持ってくるもの 筆記用具
  - ・ 場所 串間市総合保健福祉センター 2階 調理室
  - ・ 受付 12:00～12:10 教室の時間 12:10～13:00



☆調理実習中は、保育士がお子さんのお世話をいたします。

☆昼食を済ませてからおいでください。

※新型コロナウイルス感染症が流行している間は中断します。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 こども政策係 TEL 72-1123

# 乳児一般健康診査



医療機関での個別健診です

乳児期は発育・発達が著しく、健康管理がとても大切な時期です。乳児一般健康診査受診票(生まれた翌月の20日前後に予防接種予診票セットと一緒に自宅に郵送)を使って対象月がきたら必ず受診しましょう。受診の際は医療機関への予約が必要です。

- ①乳児一般健康診査 1回目 対象月齢(目安) 生後6か月～7か月頃
- ②乳児一般健康診査 2回目 対象月齢(目安) 生後9か月～10か月頃
- ※ 1歳になると使用できませんので、ご注意ください。

- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、乳児一般健康診査受診票
- ◎ 乳児一般健康診査受診票は串間市に住民登録のある本人以外は使用できません。転入転出の際は、住民登録のある市町村へお問い合わせください。
- ◎ 一般健康診査の結果、精密検査が必要な乳児は、精密検査が無料で受けられます。
- ◎ 協力医療機関であるかどうか、事前に医療機関に問い合わせしてから受診してください。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123

## 1歳6か月児健診



1歳6か月頃は、運動機能や言葉、生活習慣などを確認する大切な時期です。必ず受診してください。

- ◎ 内容 身体測定、内科・歯科健診、栄養・歯科・育児相談等  
ブラッシング指導、フッ化物塗布(希望者のみ。)
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ(お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ)、質問票(対象者へ送付します。)

※フッ化物塗布ブラッシング指導:新型コロナウイルス感染症が流行している間は中断します。

### ☆ 個別通知します

- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・ 受付 12:45～13:30

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123

実施日程		対象児	
令和4年	5月 11日(水)	令和2年	9月10日生～ 11月11日生
	7月 13日(水)		11月12日生～ 令和3年 1月13日生
	9月 14日(水)	令和3年	1月14日生～ 3月14日生
	11月 9日(水)		3月15日生～ 5月 9日生
令和5年	1月 11日(水)		5月10日生～ 7月11日生
	3月 8日(水)		7月12日生～ 9月 8日生



## 2歳児歯科健診（2歳6か月児）

2歳児は発達や生活習慣を確認する大切な時期で、むし歯が増える時期でもあります。ぜひ受診し、フッ化物を塗って丈夫な歯をつくりましょう。

- ◎ 内容 ブラッシング指導、フッ化物塗布(希望者)、むし歯予防の話、歯科相談、栄養・育児・発達相談等
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ(お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ) 質問票(対象者へ送付します。)

※フッ化物塗布ブラッシング指導:新型コロナウイルス感染症が流行している間は中断します。

☆ 個別通知します。

- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・ 2歳児歯科健診受付 12:45~13:00

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 Tel 72-1123

実施日程	対象児
令和4年 4月20日(水)	令和元年 8月17日~ 10月20日生
6月15日(水)	10月21日~ 12月15日生
8月17日(水)	12月16日~ 令和2年 2月17日生
10月19日(水)	2月18日~ 4月19日生
12月21日(水)	4月20日~ 6月21日生
令和5年 2月15日(水)	6月22日~ 8月15日生

## フッ化物塗布

未就学のお子さんを対象にフッ化物塗布を実施いたします。むし歯を予防するために4か月ごとに(年3回)受けるようにしましょう。

- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ(お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ)
- ☆ 通知はしません。

実施日、実施場所は2歳児歯科健診と同じで、受付は、13:00~13:30です。

※フッ化物塗布ブラッシング指導:新型コロナウイルス感染症が流行している間は中断します。

## 3歳児健診（3歳6か月児）

3歳児は身体や精神、視力、聴力の発達を確認する上で重要な時期です。ぜひ受診してください。

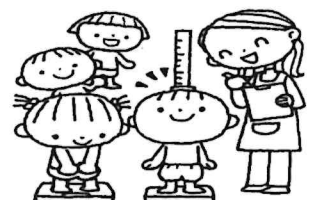
- ◎ 内容 視聴覚検査、屈折検査、尿検査、身体測定、内科・歯科健診、栄養・歯科・育児相談等  
ブラッシング指導、フッ化物塗布(希望者のみ。)
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ(お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ)、朝1番でとった中間尿 質問票(対象者へ送付します。)

☆ 個別通知します。

- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・ 受付 12:45~13:30

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 Tel 72-1123

実施日程	対象児
令和4年 4月13日(水)	平成30年 8月10日~ 10月13日生
6月 8日(水)	10月14日~ 12月 8日生
8月10日(水)	12月 9日~平成31年 2月10日生
10月12日(水)	2月11日~ 4月12日生
12月14日(水)	4月13日~令和元年 6月14日生
令和5年 2月 8日(水)	6月15日~ 8月 8日生



## はぐくみサポート教室

この教室は、親子遊びや友達との遊びを通して、

- 保護者が子育てを学ぶトレーニングの場
- お子さんの発達を促す場
- お子さんの発達を相談する場となっています。

医師、心理士による診察&相談(予約が必要です。)

音楽療法を行っています。音楽療法は、楽しい音楽体験の中で、ときには演奏者になったり、ときには参加者になったりしながら、認知(記憶力、模倣する力、イメージする力)や言葉、コミュニケーション能力、社会性など、子どもの全般的な発達を促進するためにも非常に有効であると考えられます。ぜひ、お気軽にお越しください。

※6月～10月は、水分補給の為に、水筒を持ってきてください。

- ・場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
  - ・日程 偶数月 - 音楽療法 奇数月 - 発達相談(それぞれの期日はお問合せください。)
- 【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123

## 子ども発達相談室

発音、明瞭度などの言葉の発達が気になるお子さんへの支援や関わり方を助言します。

舌や口の使い方など個人に合った訓練を行います。

また、子どもの発達、発達障がいに関する幅広い知識をもち、発達の問題を理解し、支援するスキルを兼ね備えた言語聴覚士が丁寧に対応します。

- 一人ひとり予約制で対応させていただいています。事前にご連絡ください。
- ・場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・日程 毎週金曜日 午前中 一人あたり40分程度

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123

## 5歳児健診

就学に向けて、子どもの発達や生活、育児の方法などの保護者の不安や悩みについて相談できる機会として実施します。

また、スムーズな学校生活が過ごせるよう、必要な支援が受けられるようにするための機会でもあります。

- 内容 調査票によるスクリーニングを実施し、個別相談に対応します。
  - 対象 年度末までに5歳に達する子ども(年中児)
- ※ 対象児には、健診方法等ご案内します。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123





## 家庭児童相談室



0歳～18歳までの子どもについての何でも相談室です。

家庭児童相談員が子育てや家庭生活に関する相談に応じます。子どもやご家族のことで心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談の内容によっては、関係機関に紹介するなどして、問題解決のお手伝いをします。

※相談内容の秘密は守ります。

### ◎ 子どもに関する相談

#### 【1】育児やしつけ相談

- ・育児やしつけに困っている・子育てはわからないことばかりで不安になる・遊ばせ方がわからない
- ・子育てがづらい、子どもにきつくあたってしまう・近所でいつも長時間激しい泣き声をして心配など

#### 【2】性格などの相談

- ・保育所(園)や学校でうまくいかない・友だちとうまくつきあえない・家で暴力をふるうなど

#### 【3】教育の相談

- ・両親が死亡、家出、入院するなどのため子どもが心配など

#### 【4】発達の相談

- ・言葉や身体が発達が気になる・とても育てにくい子なので、対応に困っている
- ・発達が遅れているので、養護相談(訓練)をうけたい・療育手帳を取りたいなど

#### 【5】非行の相談

- ・家に帰ってこない・万引きなどの非行を繰り返す・暴力をふるうなど

### ◎ 家庭に関する相談

#### 【1】DVに関する相談

- ・配偶者などから暴力を受けていて、子どもへの影響が心配など

#### 【2】母子・父子家庭に関する相談

- ・母子・父子家庭になって不安、どのような制度があるのか知りたいなど

### ◎ 相談時間・場所

月曜日から金曜日まで 9時～17時 串間市総合保健福祉センター 家庭児童相談室

※ 気軽に相談に来てください。もちろん電話でも相談に応じます。

【お問合せ先】 相談室直通電話 TEL 72-5783

## 養育支援訪問



子育てについて悩んでいるお母さんや家族、周りに子育てについて相談する人がいなくて、不安を感じている家庭等を訪問し、支援を行います。また、ご本人からの相談はもちろん、ご家族やご近所、お友だちなど、身近に支援の必要な家庭があると気づかれた方からの相談を受付け、訪問を行います。電話でも相談に応じます。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123



## 出産育児一時金

国民健康保険(国保)加入者が出産したときに支給されます。原則として、国保から医療機関に直接支払われます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。支給額は42万円(在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象ではない場合は39万円)です。

【お問合せ先】 串間市医療介護課 医療保険係 Tel 72-0333

※国保以外の方は、自分が加入している保険者から同様のサービスが受けられますので、職場等にお問い合わせください。



## 児童手当

### 1. 対象

中学校修了前の児童(15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給されます。父母で養育するときは、所得の高い方等が受給者となります。

### 2. 手当の月額

- ・0歳～3歳未満(一律) ・3歳以上～小学校修了前(第3子以降)……15,000円
- ・3歳以上～小学校修了前(第1子・第2子) ・中学生(一律) ……10,000円
- ・所得制限世帯【基準額は年収960万円(夫婦・子ども2人)】5,000円

### 3. 支給月

2月に10月～1月分、6月に2月～5月分、10月に6月～9月分が支給され、10日が支給日です。

### 4. 請求の手続き

出生、転入等により手当を受ける場合には、手続きが必要です。(公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。) 手続きは、出生・転出予定日等の受給事由が生じた日の翌日から15日以内に行ってください。

### 5. 手続きに必要なもの

- ◆保護者(受給者)名義の通帳 ◆保護者(受給者)の健康保険証
- ◆転入の場合は、前住所地からの児童手当連絡票
- ◆受給者及び配偶者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カードと運転免許証等

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 こども政策係 Tel 72-1123



## 児童扶養手当

母又は父と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭(母子又は父子家庭)の生活安定と自立を促進するために支給され、児童の健全育成を図るための制度です。

※手当での支給にあたっては、所得による支給制限があります。手当を請求する者(父母又は養育者)、若しくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当での全部又は一部を支給できません。

### 1. 対象

次の条件にあてはまる児童(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)を監護している父、母又は父母に代わって児童を養育している方(養育者)

1. 父母が婚姻を解消した
2. 母又は父が死亡した
3. 母又は父が政令で定める程度の障害の状態にある
4. 母又は父が生死不明
5. 母又は父が1年以上遺棄している
6. 母又は父が裁判所からのDV保護命令を受けている
7. 母又は父が1年以上拘禁されている
8. 婚姻によらないで生まれた
9. 遺棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない等

### 2. 支給月額

児童数1人のとき…43,070円～10,160円(所得が政令で定めた額以上の場合は支給されません。)

児童数2人のとき…53,240円～15,250円(〃)

児童数3人以上のとき…「児童数2人のとき」の額に1人につき6,100円～3,050円を加算(〃)

### 3. 支給月

奇数月に、前月、前々月分が支給されます。11日が支給日です。

### 4. 手続きに必要なもの

1. 請求者及び対象児童の戸籍謄本 ・ 請求者及び対象児童の保険証
2. 請求者名義の預金通帳
3. 年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの
4. 受給者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード及び運転免許証等
5. 児童及び扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード

◎申請に来られる際は、事前にお問い合わせいただき、担当者がいることを確認の上お越しください。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 こども政策係 TEL 72-1123



## 特別児童扶養手当

知的精神又は身体に障がいがあるため、日常生活が著しく困難な状態にある20歳未満の児童の生活向上に寄与することを趣旨として、特別の手当を支給することにより、福祉の増進を図る制度です。  
(県の審査によって可否が決まります。)

### 1. 対象

知的精神又は身体に障がいがある児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

### 2. 支給月額

1級…52,400円    2級…34,900円

### 3. 手続きに必要なもの

1. 請求者及び対象児童の戸籍謄本・所得証明書  
(前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません)
2. 請求者及び対象児童の属する世帯全員の住民票
3. 請求者名義の預金通帳・印鑑(シャチハタは不可)
4. 障がい者手帳・療育手帳(持っている方のみ)
5. 所定の診断書    ※対象者によって提出物は若干異なりますので詳細は問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】    串間市福祉事務所    自立支援係    TEL 72-1123

## 障害児福祉手当



重度の障がいのため、在宅生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の児童の在宅生活の向上を図るための制度です。

### 1. 対象

次の条件にあてはまる児童に支給されます。

1. 20歳未満であること
2. 施設に入所していないこと
3. 認定基準に該当していること  
※詳しい認定基準がありますので、詳細は問合せ先までご連絡ください。
4. 障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けてないこと
5. 本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が基準額以内であること

### 2. 支給月額

月額14,850円

### 3. 支給月

5月に2月～4月分、8月に5月～7月分、11月に8月～10月分、2月に11月～1月分が支給されます。  
10日が支給日です。

### 4. 手続きに必要なもの

1. 所定の診断書
2. 障がい者手帳・療育手帳(持っている方のみ)
3. 対象児童名義の通帳・印鑑(シャチハタは不可)
4. 対象児童及び扶養親族の戸籍謄本・所得証明書
5. 対象児童の属する世帯全員の住民票

【お問合せ先】    串間市福祉事務所    自立支援係    TEL 72-1123

## 不妊症・不育症治療費助成

令和4年3月31日以前に開始した治療に対しては、下記のとおり助成を行っています。

令和4年4月1日以降に開始した治療は、保険適用となり、自己負担分の助成については、令和4年4月時点では未定です。

詳細が決まり次第、広報等にて改めてお知らせしますので、

領収書等は保管しておいてください



### ◎ 助成対象者

- ① 串間市内に住所のある夫婦(事実婚を含む)で、健康保険に加入している者
- ② 串間市税等の滞納のない者

### ◎ 助成方法

一旦病院で治療費を全額支払った後、窓口申請して助成金の支給となります。

申請は、治療が終了した日を含む月の末尾から2か月以内に行ってください。又、治療中でも行うことができます。

### ◎ 助成内容

対象治療	助成内容	助成額の上限
一般不妊治療	治療にかかる自己負担額 (上限額に達するまで何回でも申請できます。)	医療保険適用治療 1年間に50,000円まで
		医療保険適用外治療 1年間に100,000円まで
特定不妊治療	自己負担額から宮崎県の治療費助成額を差し引いた額 ※宮崎県が行っている治療費助成事業を先に申請し、助成を受けた後、3か月以内に申請してください。	1回の治療で75,000円まで (治療内容によっては37,500円まで)
男性不妊治療		1回の治療で25,000円まで
不育症治療		1回の妊娠期間で40,000円まで

★文書料、入院費、食事代は含みません。

### ◎ 申請に必要なもの

- ① 住民票(交付後3か月以内のもので夫婦の氏名及び続柄が確認できるもの)
- ② 完納証明書(税務課で発行します。)
- ③ 申請書(対象治療により様式が異なります。)
- ④ 治療受診等証明書(治療を行った病院で証明してもらいます。)
- ⑤ 領収書
- ⑥ 申請者名義の通帳、印鑑
- ⑦ 保険証

★ 特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療の申請には、宮崎県の治療費助成金給付決定通知書が必要になります。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123



## 子ども医療費助成制度

県内の医療機関の窓口で子ども医療費受給資格証と健康保険証を提示すれば、以下の内容で助成を受けることができます。

【受給資格対象者】 串間市内に住所があり、健康保険に加入している子どもが対象です。

対 象	自己負担	
	通 院	入 院
0歳児から中学校卒業まで (中学校を卒業する年の3月31日まで)	0円	

★ただし、食事代、ベッド差額代、保険外治療等は除きます。

【申請に必要なもの】

1. 健康保険証(対象となるお子さんのもの)
2. 保護者名義の預金通帳
3. 保護者の個人番号カード

宮崎県内の医療機関を受診する場合は、受給資格証と保険証を提示すれば、無料で医療を受けることができます。



《県外の医療機関を受診された場合》

一旦、保険診療分を負担していただき、窓口で申請された後、助成金の支給となります。

(助成金の申請に必要なもの)

- ①領収証又は証明書(証明書用紙はこども政策係にあります。)
- ②子ども医療費受給資格証
- ③保険証(子ども)
- ④ 保護者名義の通帳

★助成金の申請は1年以内に行ってください。それを過ぎると払い戻しはできません。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 こども政策係 TEL 72-1123

## おもいやり駐車場制度

◎ おもいやり駐車場制度とは？

公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

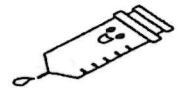
利用証の種類

車いす利用者用	(車いす利用者を除く)障がい者・高齢者・難病患者用	妊産婦・けが人用 ※有効期限があります

※妊産婦は、産前4か月～産後3か月の方が対象で、申請には母子健康手帳が必要です。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 自立支援係 TEL 72-1123

# 定期予防接種



串間市の予防接種事業は、指定医療機関による個別接種を実施しています。  
予防接種は、病気に対する抵抗力(免疫)をつくり、予防するために受けるものですので、対象年齢になりましたら、計画的に早期の接種を受けるようにしましょう。

## 1. 予防接種料金

- ◆ 定期予防接種に関しては、すべて無料です。
- ◆ 対象年齢を過ぎると、すべて個人負担となりますので、ご注意ください。

## 2. 予防接種に必要なもの

- ◆ 母子健康手帳
- ◆ 予診票 (必要事項を記入の上、持参してください。)

## 3. 年間を通して受けることのできる定期予防接種

- ★ヒブワクチン ★小児用肺炎球菌ワクチン ★BCG ★B型肝炎ワクチン ★ロタウイルスワクチン
- ★四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオワクチン) ★麻しん風しん混合ワクチン
- ★三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳) ★二種混合(ジフテリア・破傷風)
- ★日本脳炎 ★水痘 ★子宮頸がんワクチン

## 4. 予防接種を行っている医療機関

宮崎県内の医療機関(県医師会に所属している機関)及び市内指定医療機関

◎市内指定医療機関

医療機関	電話番号	医療機関	電話番号
市木診療所	77-0349	とめのファミリークリニック	76-1425
のだ小児科医院	71-1112	はなぶさ消化器・内視鏡クリニック	74-1187
串間中央クリニック	27-3181		

※ワクチンの種類によって取り扱っていない医療機関もありますので、事前に必ず医療機関にお問い合わせください。

## 5. その他 注意事項

- ◆ 里帰り等で県外にて定期予防接種を受ける場合、事前に手続きをしていただくことで接種に係る費用の助成を行います。  
※助成額を上回る接種料は自己負担となります。
- ◆ 万が一、定期予防接種で健康被害を受けた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

## ◆おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)予防接種費用の一部助成について

おたふくかぜ予防接種に係る費用の一部を助成しています。

- 対象者 第1期 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にあるもの  
第2期 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
- 助成額 1回にあたり 2,500円
- 医療機関 串間市及び日南市の指定医療機関

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-1123

## 定期予防接種予定表



串間市の予防接種事業は、指定医療機関による個別接種を実施しています。

予防接種は、病気に対する抵抗力(免疫)をつくり予防するために受けるもので、対象年齢になりましたら、以下事項に留意していただき、計画的に早期の接種を受けるようにしましょう。

年 齢	種 類		回 数	対象年齢	次の予防接種 までにあける期間
生後 2か月 過ぎたら	ヒブワクチン		1回～4回 (接種開始年齢によって回数が異なります)	生後2か月～5歳未満	接種後6日以上 ※接種開始年齢によって回数や接種間隔が異なりますので、詳しい内容については、福祉事務所より送られてきた予防接種スケジュールをご確認ください。
	小児用肺炎球菌ワクチン		1回～4回 (接種開始年齢によって回数が異なります)	生後2か月～5歳未満	
	ロタウイルス	1価	2回	生後6週～24週まで	4週間以上
	ロタウイルス	5価	3回	生後6週～32週まで	4週間以上
	B型肝炎		3回	1歳に至るまで	6日以上
生後 3か月 過ぎたら	BCG		1回	1歳に至るまで	接種後27日以上
	四種混合 ジフテリア・百日咳・ 破傷風・不活化ポリオ	1期 初回	20日～56日の 間隔で3回	7歳6か月に至るまで ※なるべく1歳までに 受けましょう	接種後6日以上
三種混合 ジフテリア・破傷風・ 百日咳	1期 追加	1回	7歳6か月に至るまで ※初回終了後6か月 以上の間隔をおいて		
1歳 過ぎたら	麻しん(はしか) ・風しん	1期	1回	1歳～2歳に至るまで	接種後27日以上 ※MRワクチン(麻しん風しん混 合ワクチン)を接種しますが、麻 しんのみ、風しんのみ のワクチンを接種することも可能です。
	水痘		2回	1歳～3歳未満	初回接種から3か月以上 間隔をあけて1回
3歳 過ぎたら	日本脳炎	1期 初回	6日～28日の 間隔で2回	生後6か月～ 7歳6か月に至るまで	接種後6日以上
		1期 追加	1回	生後6か月～ 7歳6か月に至るまで ※初回終了後1年後	
就学前 (年長)	麻しん(はしか) ・風しん	2期	1回	小学校就学前の 1年間	接種後27日以上 ※MRワクチン(麻しん風しん混 合ワクチン)を接種しますが、麻 しんのみ、風しんのみ のワクチンを接種することも可能です。
小学生	日本脳炎	2期	1回	9歳～13歳未満 ※標準年齢は小学校 4年生(9歳)	接種後6日以上
	二種混合 ジフテリア・破傷風	2期	1回	11歳～13歳未満 ※標準年齢は小学校 6年生(11歳)	接種後6日以上
小学生～ 高校生	子宮頸がんワクチン		3回	12歳となる日の属する年 度の初日から16歳となる 日の属する年度の末日ま での間にある女子	2種類(ガーダシル、サーバ リックス)のワクチンがありま す。ワクチンによって接種間 隔が異なります。

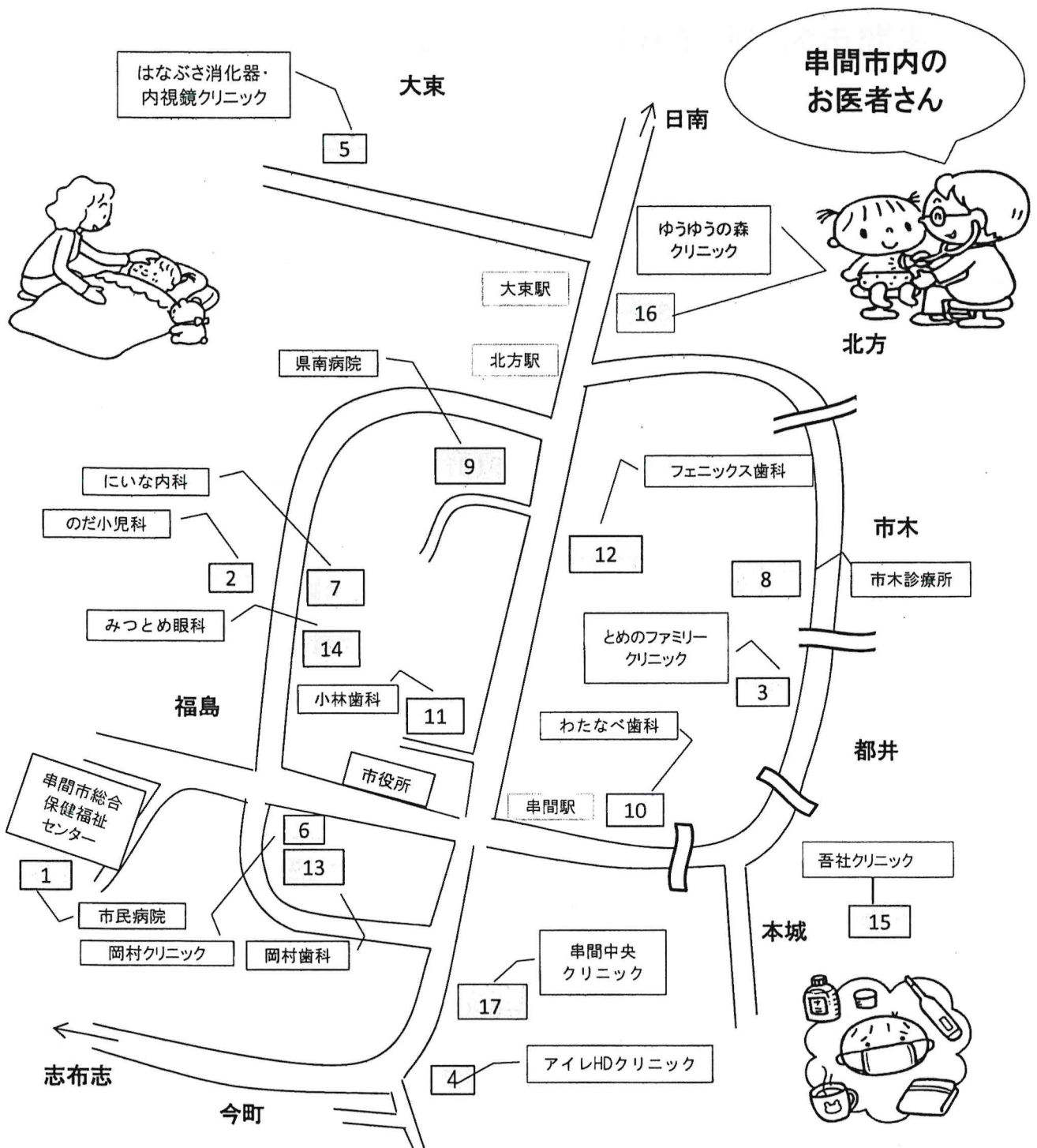
※上記のうち、日本脳炎と子宮頸がんワクチンについては、過去に接種を逃した方へのキャッチアップがあります。



## 串間市内の医療機関 (市外局番 0987)

※休診日等変更になる場合もありますので、事前に電話等で確認をしてから受診するようにしてください。

	医療機関名	住所	電話番号	診療科目	休診日
1	串間市民病院	西方7917	72-1234	内科・外科・整形外科 耳鼻咽喉科・皮膚科 泌尿器科・産婦人科	土・日・祝祭日
2	のだ小児科医院	西方5337-3	71-1112	小児科 アレルギー科	水・土(午後) 日・祝祭日
3	とめのファミリー クリニック	都井2179	76-1425	小児科 精神科・内科 リハビリテーション科	第4水(午後) 第4土曜日 日・祝祭日
4	アイレHDクリニック	西浜1丁目5-2	55-8181	内科・人工透析	土・日・祝祭日
5	串間中央クリニック	西方6601-1	27-3181	内科・小児科	日・祝日
6	はなぶさ消化器・ 内視鏡クリニック	奈留5284-3	74-1187	内科・胃腸科	水・土(午後) 日・祝祭日
7	岡村クリニック	西方5627-1	72-7710	整形外科 リハビリテーション科	木・土(午後) 日・祝祭日
8	にいな内科・循環器科	西方5328-1	71-1711	内科・循環器科 呼吸器科	土(午後) 日・祝祭日
9	市木診療所	市木2026	77-0349	内科・外科	※診察日については 直接病院へ お問い合わせください
10	県南病院	西方3728	72-0224	精神科・心療内科 神経科・循環器科 呼吸器科・整形外科 放射線科・歯科 リハビリテーション科	土(午後) 日・祝祭日
11	わたなべ歯科医院	東町34	72-5200	歯科	土(午後) 日・祝祭日
12	小林歯科医院	西方5765-1	72-1659	歯科	土(午後) 日・祝祭日
13	フェニックス歯科医院	西方3586-8	72-2023	歯科	土(午後) 日・祝祭日
14	岡村歯科医院	西方5642	72-2210	歯科	土(午後) 日・祝祭日
15	みつとめ眼科	西方5397-1	72-7000	眼科	木・土(午後) 日・祝祭日 月・水(午後手術)
16	吾社クリニック	本城7610-2	71-3411	内科	日・祝日
17	ゆうゆうの森クリニック	串間951	55-9111	内科	木・土(午後) 日・祝日



### 「子ども救急医療電話相談事業」

夜間(19時～翌朝8時)の子どもの急病時、病院に行った方が良いかどうかの判断に迷ったときにご利用ください。

#(シャープ)8000はNTTのプッシュ回線、携帯電話からご利用いただけます。  
(ダイヤル回線、IP電話等からおかけの場合は、0985-35-8855をご利用ください。)

※相談料は無料ですが、通話料は利用者負担となります。

直接お子様の状態を診て行う診断・治療ではないので、限界があることをあらかじめご了承ください。

緊急を要するときは、119番をご利用ください。

## 保育所(園)・認定こども園の利用手続

○小学校就学前に利用できる施設は、2種類です。

認可保育所	8園	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	4園	幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持つ施設

○施設を利用するにあたり、市が教育・保育の必要性の認定を行います。

保育の必要性を認定する要件

- |              |         |        |
|--------------|---------|--------|
| ①就労(月60時間以上) | ⑤災害復旧   | ⑨育児休業中 |
| ②妊娠・出産       | ⑥求職活動   | ⑩その他   |
| ③疾病・障がい      | ⑦就学     |        |
| ④介護          | ⑧虐待のおそれ |        |

※認定要件によって、認定内容が異なります。



○施設を利用するための認定区分です。

認定区分	年齢	対象	保育所	認定こども園	利用時間
1号認定	3～5歳	幼児教育を希望		○	4～6時間
2号認定	3～5歳	保育を必要	○	○	8～11時間
3号認定	0～2歳	保育を必要	○	○	8～11時間

○施設利用手続きの流れです。※認定申請等は、福祉事務所に申請してください。

●1号認定希望の場合

- ①認定申請・入園申請
- ②市が認定します。
- ③認定こども園と契約します。

●2号・3号認定希望の場合

- ①認定申請・保育利用申請・就労証明書等が必要です。  
※利用希望月の前月15日までに申請してください。
- ②書類審査・面接実施後、認定及び入所承諾します。
- ③毎月1日の入所となります。

○保育料は、市が設定しています。

- 利用施設に関わらず、認定区分に応じて金額を設定しています。
- 世帯の市民税課税額(所得割)に応じて金額を設定しています。
- 毎年9月が保育料切替え時期となります。
- 施設によって、実費負担や必要経費の上乗せ利用料が生じる場合があります。





## 串間市内保育所(園)

※ 地図は20、21ページにあります。

(※令和4年4月1日時点)

園名	定員	住所	電話番号	一時預かり	学童保育
千種保育所	40	串間市大字西方4070番地1	72-0255	○	○
市木保育所	20	串間市大字市木7281番地	77-0014	○	○
串間保育園	66	串間市大字西方8248番地1	72-0292	○	○
かなな保育園	60	串間市大字西方5300番地3	72-4100	○	○
上篠原保育園	20	串間市大字本城5451番地3	75-1692	○	○
みやこ保育園	20	串間市大字都井2119番地	76-1324	○	
大束中央保育園	30	串間市大字奈留5505番地	74-1137	○	○
りんぼかん保育園	30	串間市大字西方14894番地	72-0373	○	○



## 認定こども園



園名	定員	住所	電話番号	一時預かり	学童保育
幼保連携型認定こども園 こぼと幼稚園	85	串間市大字西方8977番地3	72-0296	○	○
南さくら幼保連携型 認定こども園	85	串間市大字北方7358番地2	72-5618	○	○
さくらさくら幼保連携型 認定こども園	125	串間市大字北方4253番地2	72-0400	○	
むつみ認定こども園	30	串間市大字西方15153番地3	72-3966	○	

◎一時預かり、学童保育の欄に○がついている園が一時預かり、学童保育を行っています。

詳しい内容等につきましては、直接各園にお問い合わせください。



## 病児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病気の子どもを一時的に保育することです。 〈祝祭日はお休みです。〉

- ・ 対象時 0歳児～12歳児(小学校6年生)まで
- ・ 利用料金 1日 1,500円(市町村民税非課税世帯、3歳未満は750円、生活保護受給世帯は0円)
- ・ 利用方法 事前に登録申請書を各施設に提出する必要があります。  
その他詳しい内容等については、各施設にお問い合わせください。
- ・ 利用日時 月曜日～土曜日(8:00 ~ 18:00)

### ☆ 串間市病児保育センター

場所 串間市大字西方14887(りんぼかん保育園近く)・20ページ地図参照

【お問合せ先】 串間市病児保育センター TEL 71-1577

# すこやかひろば・地域子育て支援センター

- 子育て中の親子が気軽に、そして、自由に利用できる交流の場です。
- 子育てに不安や悩みなどを抱えるお父さん、お母さんの相談にのります。
- 身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供を行います。
- 毎月親子で楽しめる様々なイベントを企画しています。利用料は無料です。



## ☆ すこやかひろば

- ・ 場所 : 串間市大字西方9365-8(串間市総合保健福祉センター2階)・21ページ地図参照
- ・ 開設日: 月曜日～金曜日(8:30～12:00、13:00～17:00)  
日曜日、祝祭日(9:00～16:00)  
※新型コロナウイルス感染症が流行している間は、開放しておりません。  
※第2・第3水曜日の午後は健診があるため、お休みとなります。

### ※一時預かり

- ☆利用できる日と時間・月曜日～金曜日(日曜日、祝日及び年末年始はお休みです。)  
・8:30～12:00      ・13:00～19:00  
2時間以内の預かりになります。  
(健診、行事等で利用できない日もあります。)
- ☆利用できる年齢……生後3か月から就学前までの集団保育可能な子ども。
- ☆利用料金……1人1回500円です。
- ☆利用申込み……一時預かりには事前に一時預かり申請書を提出していただく必要があります。  
前日までにすこやかひろばで手続きを行ってください。保険証の番号が必要です。
- ☆利用方法……登録後は、前日までに電話又は直接来て、予約をしてください。  
(受付時間は、8:30～17:00)

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 TEL 72-8701(直通)

## ☆ 地域子育て支援センター(さくらサロン)

- 場所 串間市大字北方7358-2(南さくら幼保連携型認定こども園敷地内)・21ページ地図参照
- 開設日 月曜日～土曜日(土曜日は13:00まで) 時間9:00～17:00  
(祝祭日はお休みです。)

### ※一時預かり

- ☆利用できる日と時間・①毎週水曜日 9:00～12:00(祝日及び年末年始はお休みです。)  
②園庭解放の日(月～金)の9:00～12:00  
(健診、行事等で利用できない日もあります。)
- ☆利用できる年齢……生後4か月から就学前までの子ども。
- ☆利用料金……無料(1年に1人5回まで利用できます。)
- ☆利用方法……一時預かりを利用するには、初回利用前に登録が必要です。  
登録後は利用日の前日までに電話または直接予約をお願いします。  
その他利用に関する詳細については、さくらサロンにお問い合わせください。

**毎月、親子で楽しめる活動をたくさん計画しております。  
いつでも気軽に遊びに来てください♪**

【お問合せ先】 地域子育て支援センター TEL 72-5623

## 児童発達支援事業所(ひだまり)

身体、知的、精神に一定の障がいのある未就学児や一定の難病を患っている未就学児が利用できます。未就学児を対象に、少人数での療育を行う通所支援施設です。子どもの特性や発達、成長にあわせた個別の支援を行います。保育所との併用(時間帯や曜日ごと)もできます。

- ・場所 串間市大字大平6977 (利用時は、送迎があります。)
- ・対象者 未就学児 (定員10名)  
※利用には審査が必要になりますので、事前に自立支援係に相談してください。
- ・日時 月曜日～金曜日(9:00～15:00) 土曜日(9:00～13:00)

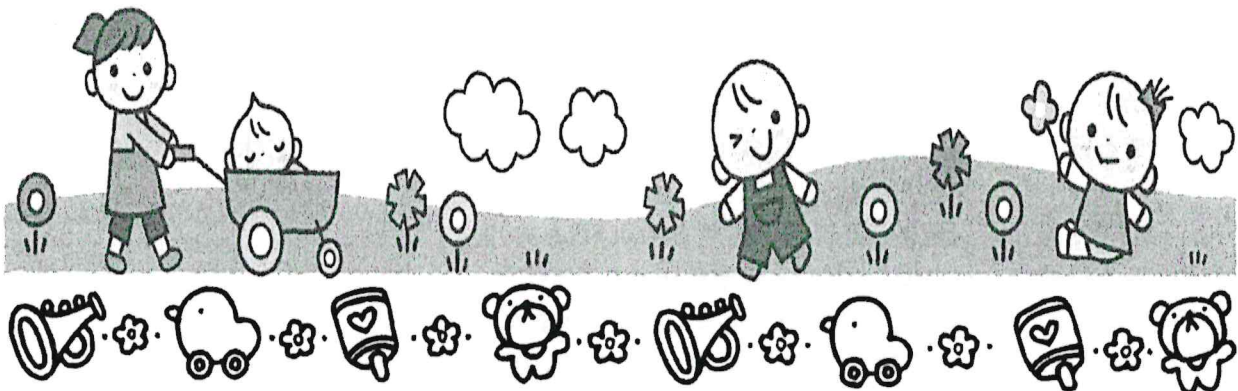
【お問合せ先】 串間市福祉事務所 自立支援係 Tel 72-1123  
児童発達支援事業所 ひだまり Tel 74-1233(見学ができます。)

## 放課後等デイサービス(なないろ、ひなた)

身体、知的、精神に一定の障がいのある就学児や一定の難病を患っている就学児が利用できます。困り感などがある児童に、勉強や生活習慣などを教え、自立に向けたサポートを行っています。

- ・場所 串間市大字南方新浜2234番地 (利用時は、送迎があります。)
- ・対象者 小・中・高生  
※利用には審査が必要になりますので、事前に自立支援係に相談してください。
- ・日時 月曜日～金曜日(13:00～17:30) 土曜日・学校休業日(10:00～16:00)

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 自立支援係 Tel 72-1123  
放課後等デイサービス なないろ、ひなた Tel 55-7707(見学ができます。)



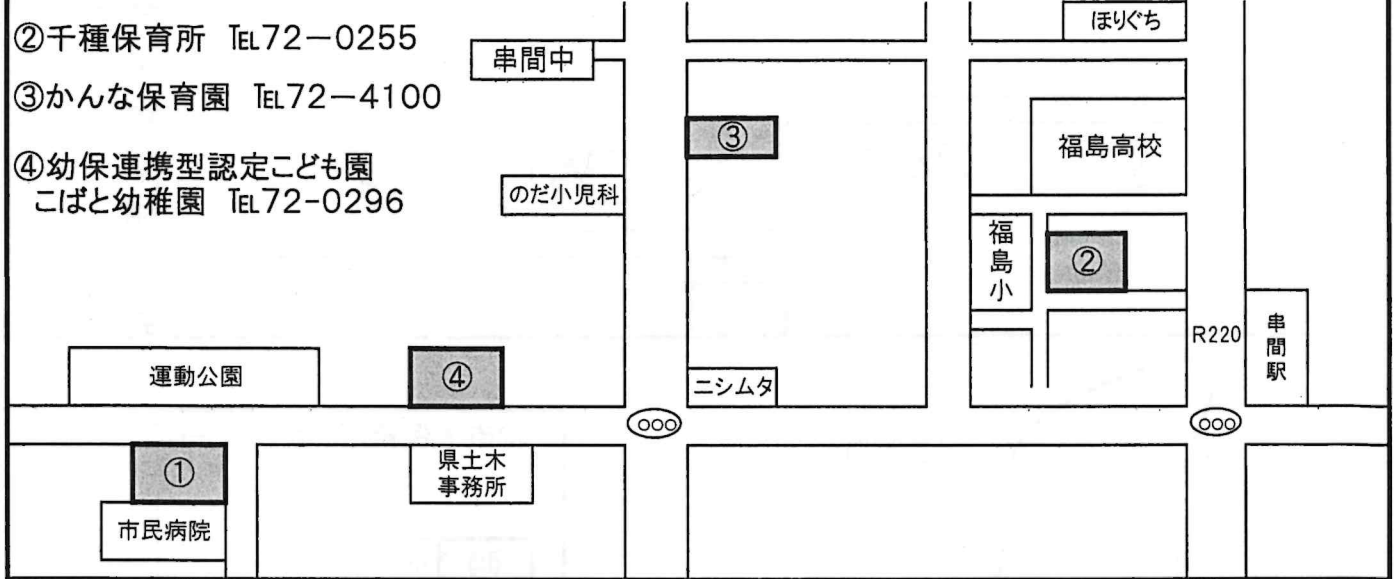
# 串間市内認定保育所（園）・認定こども園

①串間市総合保健福祉センター内「すこやかひろば」 TEL 72-8701

②千種保育所 TEL72-0255

③かな保育園 TEL72-4100

④幼保連携型認定こども園  
こばと幼稚園 TEL72-0296



⑤串間保育園 TEL72-0292

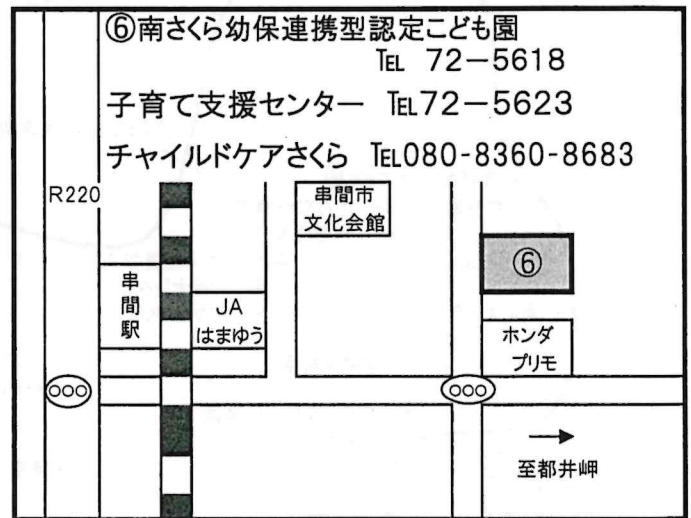


⑥南さくら幼保連携型認定こども園

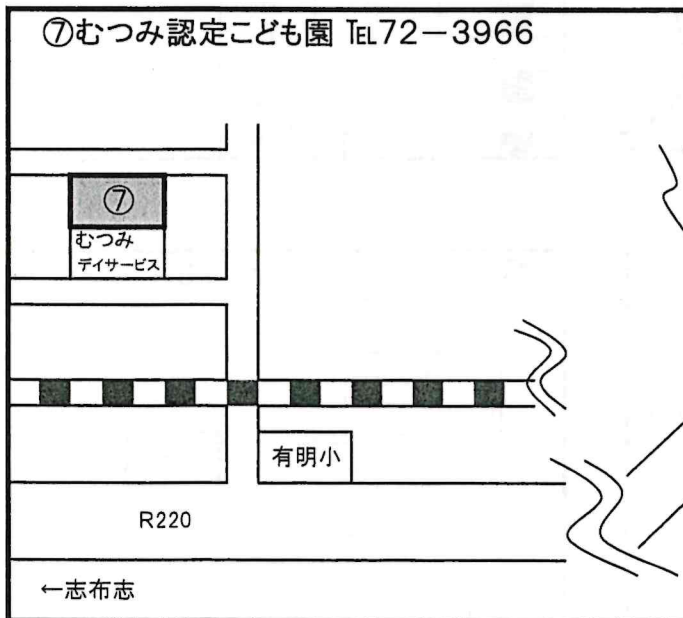
TEL 72-5618

子育て支援センター TEL72-5623

チャイルドケアさくら TEL080-8360-8683

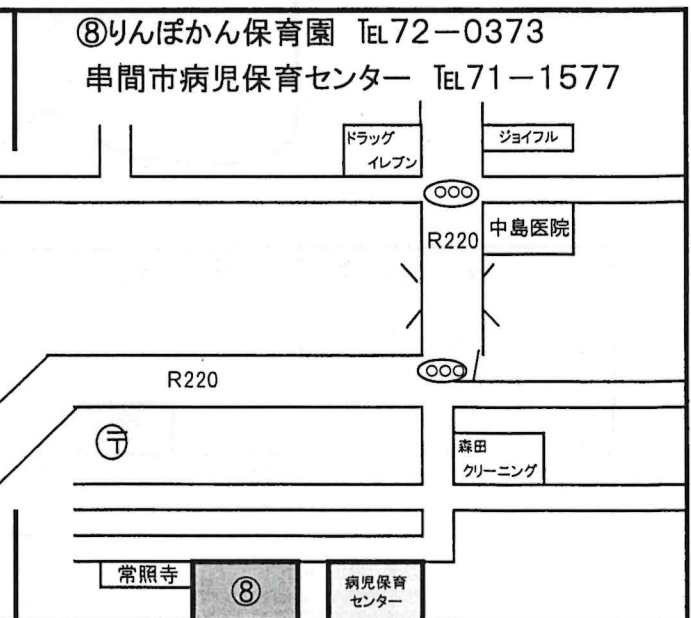


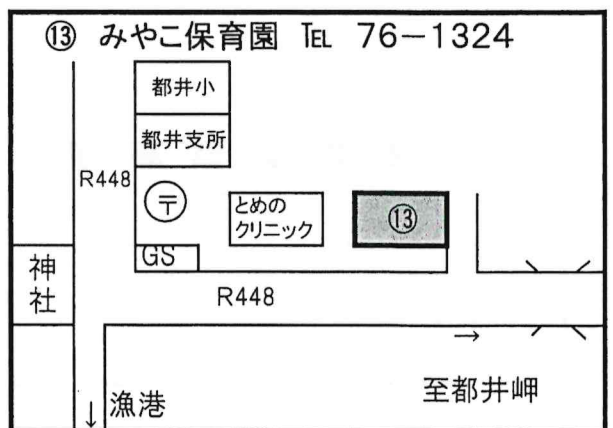
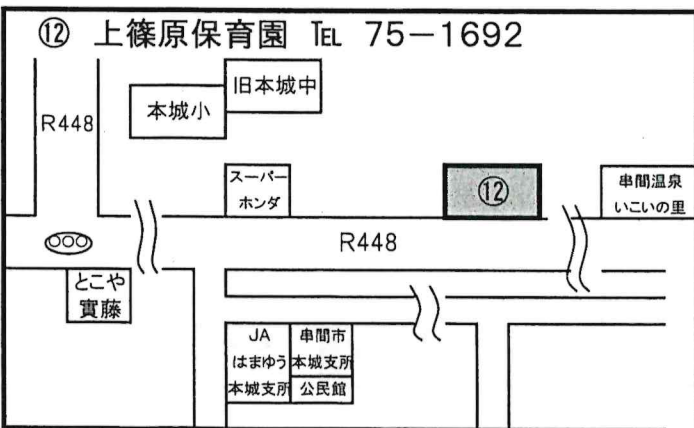
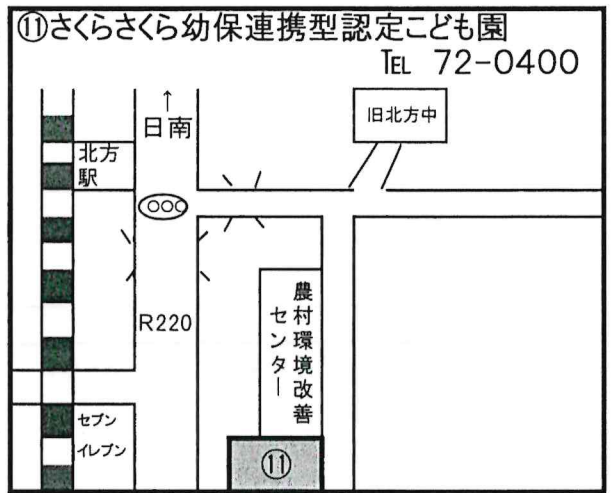
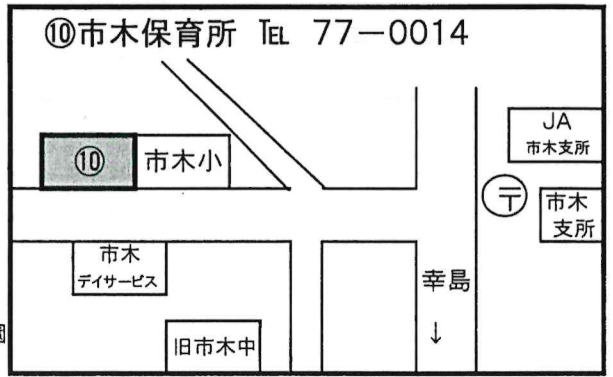
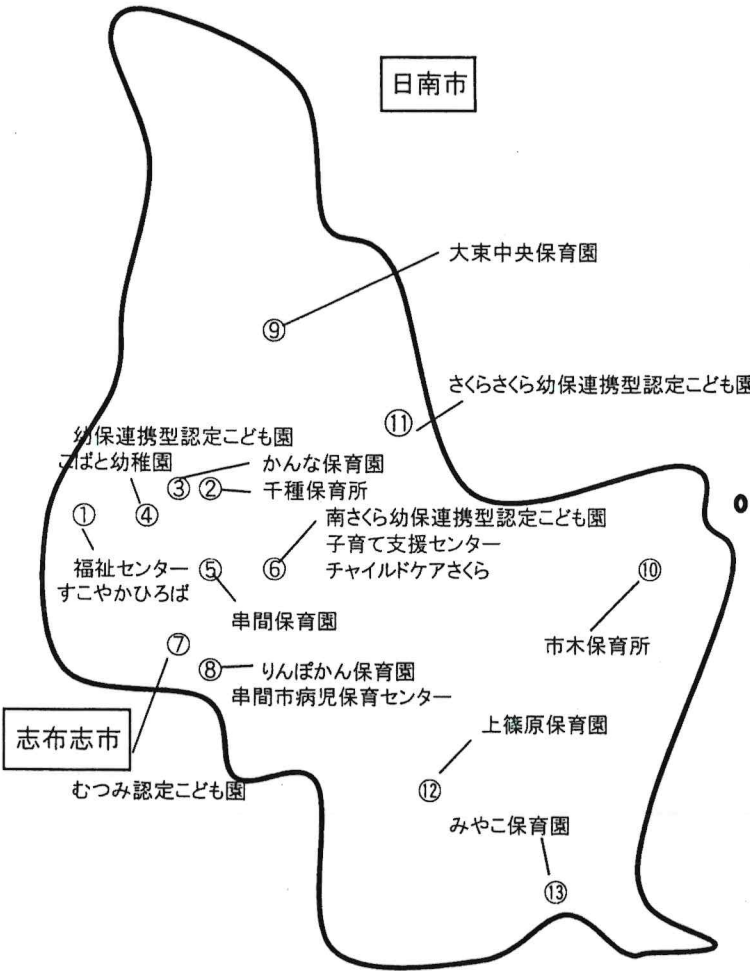
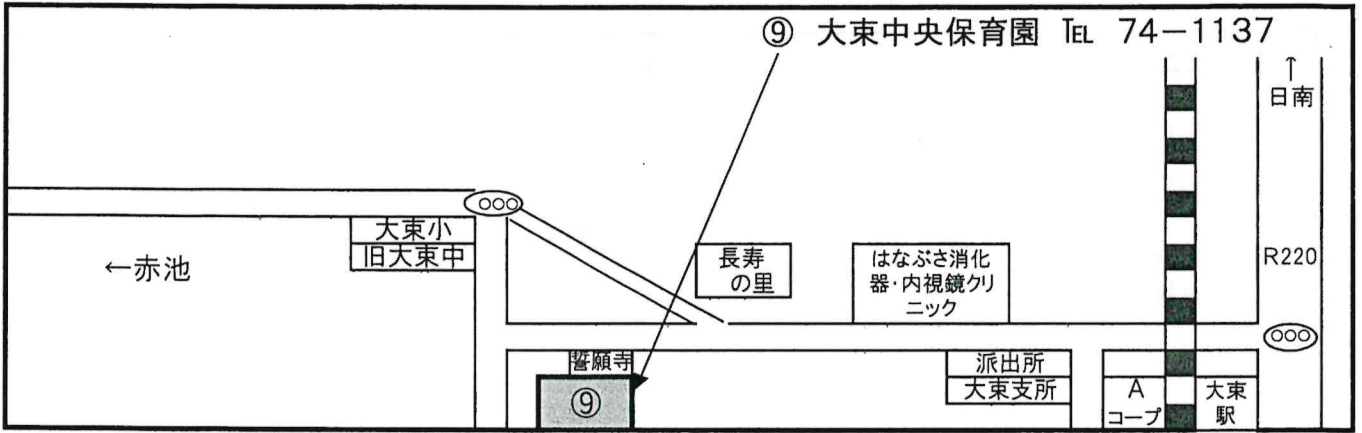
⑦むつみ認定こども園 TEL72-3966



⑧りんぽかん保育園 TEL72-0373

串間市病児保育センター TEL71-1577









## 母子・父子・寡婦世帯の相談窓口

串間市には、母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが日ごろ抱えている悩みを一緒に考え、解決のお手伝いをする母子・父子自立支援員がいます。

相談内容は、就労相談、離婚や経済的なこと、子育てのこと、職場のことなど何でも構いません。

母子・父子自立支援員だけで解決できない場合は、他の関係機関と連携して解決のお手伝いをしていきます。

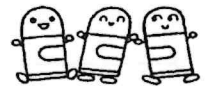
- ・ 相談方法 福祉事務所 子育て政策係に直接来られるか、電話での相談となっています。  
※母子・父子自立支援員には、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

- ・ 相談受付時間 月～金曜日(祝日は除く。) 午前9時00分～12時 午後1時～午後4時

※相談に来られる際は、事前に電話での予約をお願いします。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て政策係 TEL 72-1123

## 母子及び父子家庭等医療費助成制度



串間市では、母子及び父子世帯等に対し、医療費の一部を助成することにより、母、父、子の健康と生活の安定に寄与し、母子及び父子世帯の福祉を図ることを目的としています。

対象者		助成対象	助成額
父母	末子20歳誕生日前日まで	入院の保険診療分 入院外の保険診療分 (調剤を含む)	対象となる金額から 1か月 1,000円を 控除した額
児童	中学校修了後 18歳になって最初の3月31日まで		

※医療費助成を希望される方は、事前に、母子及び父子家庭等医療費受給資格証の交付を受けておく必要があります。ただし、所得が一定額以上ある方は、助成できないことがあります。

『資格証交付手続きに必要なもの』9ページの児童扶養手当の手続きに必要なものと同じです。

### 【申請に必要なもの】

1. 領収書又は医療費証明書(用紙は、子育て政策係にあります。)
3. 母子及び父子家庭医療費受給資格証

★支給申請は、診療月から1年以内に行ってください。それを過ぎると支給できなくなります。

★申請は、毎月10日〆切で月末の水曜日に入金されます。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て政策係 TEL 72-1123



# 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭を対象にして、無利子又は低利で資金を貸し付けることによって、経済的に自立していただくことを目的とした制度です。

1. 対象者 配偶者のない女子又は男子で、現に児童を扶養している方若しくは配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方。

## 母子福祉資金及び寡婦福祉資金一覧表

貸付金の種類	貸付金の目的	限度額	償還期間
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	2,930,000円以内	7年以内
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,470,000円以内	7年以内
修学資金	子どもの高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。)大学又は高等専門学校、専修学校における修学に必要な資金	詳しい金額についてはお問い合わせください。	修学期間の4倍以内(専修学校(一般課程)5年以内)
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得することや高等学校に修学する際に必要な資金(母子家庭の母又は父子家庭の父)	月68,000円以内 ※自動車運転免許の取得460,000円以内	20年以内
修業資金	子どもが事業を開始し又は就職するのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金	月68,000円以内 ※自動車運転免許の取得460,000円以内	20年以内
就職支度資金	就職に際し必要な資金	100,000円以内 ※自動車の購入が必要な場合330,000円以内	6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金	医療340,000円以内 介護500,000円以内	5年以内
生活資金	1. 知識技能を習得している期間 2. 医療若しくは介護を受けている期間 3. 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の母又は父の生活が安定するまでの期間 4. 失業して1年未満の母又は父の生活が安定するまでの期間	1. 月141,000円以内 2～4 月105,000円以内	1. 20年以内 2. 5年以内 3. 8年以内 4. 5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改築等に必要な資金	1,500,000円以内 ※災害等又は老朽化等の増改築 2,000,000円以内	6年以内 ※7年以内
転宅資金	住宅移転に際し、住宅の賃借に必要な資金	260,000円以内	3年以内
就学支度資金	小中学校・高校・大学・高専への入学又は修業施設への入所に際し必要な資金	詳しい金額についてはお問い合わせください	修学期間の4倍以内(専修学校(一般課程)修業施設据置期間経過後5年以内)
結婚資金	子の婚姻に際し必要な資金	300,000円以内	5年以内

資金によって、利子の内容が異なりますので、詳しいことは問合せ先へお問い合わせください。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 こども政策係 TEL 72-1123  
宮崎県こども家庭課 TEL 0985-26-7041

## ひとり親家庭自立支援給付金



ひとり親家庭の雇用の安定及び就職の促進を目的とし、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得促進を図るため、支給されるものです。

1. 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父

### ○自立支援教育訓練給付金

就職に有利な教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の4割～6割相当額（上限20万）を支給します。ただし、支給金額が12,000円を超えない場合は、この給付金の対象外となります。

※雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無について、事前確認が必要となります。

※講座を受講する前に、就職の際に有利な資格であるかどうかの審査がありますので、受講前に相談が必要となります。

### ○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士などの資格を取得するために1年以上学校などに通う場合に生活費の一部を一定期間支給します。（最終学年は増額となります。）

・対象資格・・・看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、美容師、  
歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

・支給額→市町村民税非課税世帯・・・月額 100,000円 課税世帯・・・月額 70,500円

※最終学年・・・非課税世帯・・・月額 140,000円 課税世帯・・・月額 110,500円

・修了一時金→市町村民税非課税世帯・・・50,000円 課税世帯・・・25,000円

※ 高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対しては、返還免除制度のある県社会福祉協議会の貸付（入学準備金・・・50万円以内、就職準備金・・・20万円以内）を紹介する事ができます。



【お問合せ先】 串間市福祉事務所 こども政策係 TEL 72-1123

